

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案参照条文

一	日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三百三十六号）	（抄）	1
二	鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）	（抄）	4
三	独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）	（抄）	4
四	旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）	（抄）	4
五	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）	（抄）	5
六	全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）	（抄）	15
七	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）	（抄）	16
八	租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）	（抄）	17
九	大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第六十一号）	（抄）	17
十	国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）	（抄）	18

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案参照条文

○ 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三百三十六号）（抄）

（一般会計による債務の承継）

第二条 政府は、この法律の施行の時に於いて、その時における事業団の第一号から第四号までに掲げる長期借入金に係る債務及び当該債務に係る利子（この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以前に発生している利子のうち施行日以後に支払われることとされているものに限る。）に係る債務並びに第五号及び第六号に掲げる債券に係る債務（施行日前に支払期が到来した利子に係るものを除く。）を、一般会計において承継する。

一 附則第六条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法（昭和六十一年法律第九十号。以下「旧事業団法」という。）第四十条第一項の規定による長期借入金に係る債務（事業団が土地の譲渡契約と併せて締結した金銭消費貸借契約において当該土地の譲渡の対価の支払を受ける債権と相殺することが約されているものを除く。）

二（略）

三 附則第二十四条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号。以下「改正前改革法」という。）第二十四条第二項の規定により日本国有鉄道が承継した日本鉄道建設公団の長期借入金に係る債務

四（略）

2（略）

（日本国有鉄道の役員又は職員であつた者等に係る恩給に要する費用の負担）

第七条 附則第二十五条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号。以下「改正前施行法」という。）第三十七条の規定により事業団が負担することとされていた費用については、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号。以下「機構法」という。）の施行の日の前日までの間は附則第二条第一項の規定により事業団の土地その他の資産を承継する日本鉄道建設公団（以下「公団」という。）が、機構法の施行の日以後は機構法附則第二条第一項の規定により公団の土地その他の資産を承継する独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）が、それぞれ負担する。

（機構の業務に関する特例）

第十三条 機構は、当分の間、機構法第十二条に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

- 一 第七条から第十一条までの規定により負担することとされる費用等の支払を行うこと。
- 二 前号の業務その他の業務の遂行に必要な資金に充てるために附則第二条第一項の規定により公団が承継した土地その他の資産のうち機構法附則第二条第一項の規定により機構が承継するもの処分を行うこと。
- 三 前号の業務を効果的に推進するため附則第二条第一項の規定により公団が承継した土地のうち機構法附則第二条第一項の規定により機構が承継するものに係る宅地の造成及びこれに関連する施設の整備並びに当該宅地及び施設の管理及び譲渡を行うこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、附則第二条第一項の規定により公団が承継した権利及び義務のうち機構法附則第二条第一項の規定により機構が承継するものの行使及び履行のために必要な業務を行うこと。
- 五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 機構は、前項の規定により同項に規定する業務を行う間、機構法第十二条及び前項に規定する業務のほか、同項第二号の業務を効果的に推進するため特に必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、資金の貸付けを行うことができる。

3 (略)

(土地の処分の方法等)

第二十三条 機構は、附則第二条第一項の規定により公団が承継した土地のうち機構法附則第二条第一項の規定により機構が承継するものの譲渡、貸付けその他の処分に関する契約を締結しようとする場合には、その処分の公正かつ適切な実施を確保するため、一般競争入札の方法に準じた方法その他の国土交通省令で定める方法によらなければならない。

(承継法人に対する機構が承継する土地の無償貸付け)

第二十五条 機構は、附則第二条第一項の規定により公団が承継した土地のうち機構法附則第二条第一項の規定により機構が承継するものであって改正前施行法第三十一条の規定により事業団が承継法人（改正前施行法第二十一条第二項の承認を受けた計画に従い当該経営の分離に係る一般自動車運送事業に相当する道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業を経営する株式会社を含む。附則第二十六条第二項において同じ。）に対し無償で貸し付けていたものを、当該承継法人の事業の用に供する施設の機構の土地からの移転が終了するまでの間、当該承継法人に対し引き続き無償で貸し付けることができる。

(特別の勘定)

- 第二十七条 機構は、特例業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。
- 2 前項に規定する特別の勘定については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。

3 機構は、第一項に規定する特別の勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における積立金として整理しなければならない。

（機構法等の特例）

第二十八条 第十三条第一項及び第二項の規定により特例業務が行われる場合には、機構法第七条第二項中「八人」とあるのは「十人」と、機構法第八条第二項中「理事長（）」とあるのは「機構を代表し、理事長（）」と、機構法第十条第一項第四号中「販売」とあるのは「販売、土地の売買」と、機構法第十九条第一項第一号中「これらに附帯する業務」とあるのは「これらに附帯する業務並びに日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（以下「債務等処理法」という。）第十三条第一項の業務」と、機構法第二十六条第一号中「又は第二十三条第二項」とあるのは「若しくは第二十三条第二項又は債務等処理法第十三条第三項若しくは第二十一条第一項」と、機構法第三十二条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は債務等処理法」と、同条第二号中「第十二条」とあるのは「第十二条並びに債務等処理法第十三条第一項及び第二項」とする。

2 （略）

附 則

（存続組合の代表者）

第五条 平成八年厚生年金等改正法附則第三十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成八年改正前の共済法第八条第二項の規定の適用については、同項中「日本国有鉄道清算事業団の理事長」とあるのは、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が当該機構を代表する者として財務大臣に届け出た者」とする。

（日本国有鉄道清算事業団法の廃止）

第六条 日本国有鉄道清算事業団法は、廃止する。

（日本国有鉄道清算事業団法の廃止に伴う経過措置）

第七条 （略）

2～4 （略）

5 事業団の役員若しくは旧事業団法第十八条の資産処分業務に従事する職員又は旧事業団法第二十条の資産処分審議会の委員であった者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

6 前条の規定の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる事項に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八条 附則第三条及び第四条、前条並びに附則第十二条、第十五条、第二十二條及び第二十六條に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

○ 鐵道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において「鐵道事業」とは、第一種鐵道事業、第二種鐵道事業及び第三種鐵道事業をいう。

2～6 (略)

○ 獨立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）（抄）

(利益及び損失の処理)

第四十四條 獨立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 獨立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3～5 (略)

○ 旅客鐵道株式会社及び日本貨物鐵道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）（抄）

(会社の目的及び事業)

第一条 (略)

2 (略)

3 旅客会社及び貨物会社(以下「会社」という。)は、それぞれ第一項又は前項の事業を営むほか、国土交通大臣の認可を受けて、自動車運送事業その他の事業を営むことができる。この場合において、国土交通大臣は、会社が当該事業を営むことにより第一項又は前項の事業の適切かつ健全な運営に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、認可をしなければならない。

附 則

(商号に関する経過措置)

第十三条 第二条の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社又は日本貨物鉄道株式会社という文字を使用している者については、この法律の施行後六月間は、適用しない。

○ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第百八十号)(抄)

(資本金)

第六条 機構の資本金は、附則第二条第六項並びに第三条第六項及び第七項の規定により政府から出資があったものとされた金額並びに同条第六項の規定により株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)附則第十五条第一項の規定による解散前の日本政策投資銀行(以下「旧日本政策投資銀行」という。)から出資があったものとされた金額の合計額とする。

2・3 (略)

(業務の範囲)

第十二条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 新幹線鉄道に係る鉄道施設の建設を行うこと。
- 二 新幹線鉄道の建設に関する調査を行うこと。
- 三 第一号の規定により建設した鉄道施設を当該新幹線鉄道の営業を行う者に貸し付け、又は譲渡すること。

- 四 前号又は第六号の規定により貸し付けた鉄道施設に係る災害復旧工事を行うこと。
 - 五 国土交通省令で定める規格を有する鉄道（新幹線鉄道を除く。）又は軌道に係る鉄道施設又は軌道施設の建設及び政令で定める大規模な改良（以下「大改良」という。）を行うこと。
 - 六 前号の規定により建設又は大改良をした鉄道施設又は軌道施設を当該鉄道又は軌道に係る鉄道事業者に貸し付け、又は譲渡すること。
 - 七 海上運送事業者と費用を分担して船舶を建造し、当該船舶を当該海上運送事業者で使用させ、及び当該船舶を当該海上運送事業者に譲渡すること。
 - 八 前号の規定により船舶を建造する海上運送事業者に対し、当該船舶について、建造若しくは改造又は保守若しくは修理に関する技術的援助を行うこと。
 - 九 民間において行われる高度船舶技術に関する試験研究に必要な資金（以下「試験研究資金」という。）又は高度船舶技術を用いた船舶等の製造、保守若しくは修理に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。
 - 十 金融機関からの試験研究資金の借入れに係る利子の支払に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。
 - 十一 試験研究資金又は高度船舶技術を用いた船舶等の製造に必要な資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。
 - 十二 高度船舶技術に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。
 - 十三 高度船舶技術に関する調査を行うこと。
 - 十四 運輸技術に関する基礎的研究を行い、その成果を普及すること。
 - 十五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 機構は、前項に規定する業務のほか、第三条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。
- 一 主要幹線鉄道又は都市鉄道に係る鉄道施設（軌道施設を含む。）の建設又は改良に関する事業を行う鉄道事業者に対し、当該事業に要する費用に充てる資金の一部について、予算で定める国の補助金等（補助金その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。）の交付を受け、これを財源として、補助金等を交付すること。
 - 二 鉄道軌道整備法（昭和二十八年法律第六十九号）第八条第七項又は踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）第八条第三項の規定による国の補助金の交付を受け、これを財源として、鉄道事業者に対し、補助金を交付すること。
 - 三 前二号に規定するもののほか、鉄道施設（軌道施設を含む。）の建設又は改良（これらに関する調査を含む。）に関する事業、鉄道事業に係る技術の開発に関する事業、鉄道事業の業務運営の効率化に関する措置その他の鉄道事業の健全な発達を図る上で必要となる事業又は措置を行う鉄道事業者その他の者に対し、これらの事業等に要する費用に充てる資金の全部又は一部について、予算で定める国の補助金等の交付を受け、これを財源として、補助金等を交付すること。
- 四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

3 機構は、前二項に規定する業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内において、次の業務を行うことができる。

一 第一項第一号又は第五号の鉄道施設で高架のものの建設と一体として建設することが適当であると認められる事務所、倉庫、店舗その他の施設を、当該鉄道施設の建設に伴って機構が取得した土地に建設し、及び管理すること。

二 鉄道に関する工事並びに調査、測量、設計、試験及び研究を行うこと。

(区分経理等)

第十七条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十二条第一項第一号から第六号までの業務及びこれらに附帯する業務並びに同条第三項の業務

二 第十二条第一項第七号から第十三号までの業務及びこれらに附帯する業務

三 第十二条第一項第十四号の業務及びこれに附帯する業務

四 第十二条第二項の業務

2 機構は、前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる業務に関する事業に要する費用に充てる資金として国から交付を受けた補助金等については、同項第四号に掲げる業務に係る勘定（以下「助成勘定」という。）に繰り入れ、当該補助金等の全部に相当する金額を、遅滞なく、同項第一号に掲げる業務に係る勘定（以下「建設勘定」という。）に繰り入れるものとする。

3 (略)

4 前項の規定による繰入れ及び附則第十一条第一項第四号の規定による助成は、政令で定めるところにより、第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号に掲げる額を減じて得た額の範囲内において行うものとする。

一 (略)

二 次項及び第六項の規定による繰入れ（附則第三条第十二項後段の規定によるものを含む。）、附則第十一条第一項第四号の規定による貸付金（旧事業団法第二十条第一項第三号の規定による貸付金及び旧事業団法附則第十五条の規定による廃止前の鉄道整備基金法（平成三年法律第四十六号。以下「旧基金法」という。）第二十条第一項第三号の規定による貸付金を含む。）の償還又は旧事業団法第二十条第七項の協定に基づく寄託金（旧基金法第二十条第六項の協定に基づく寄託金を含む。）の返還があったときは、当該繰入金、償還金及び返還金の額の合計額

三 当該事業年度における旧事業団法附則第七条第一項の規定により運輸施設整備事業団（以下「事業団」という。）が承継し、さらに、附則第三条第一項の規定により機構が承継した債務の償還及び当該債務に係る利子の支払（これらに係る借入れに係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払並びにこれらに係る管理費その他政令で定める費用の支払を含む。第十九条第一項第二号において「特定債務の償還等」という。）の確実かつ円滑な実施に要する費用の額並びに日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三百三十六号）に基づいて機構が行う業務の確実かつ円滑な実施のために附則第三条第十三項の規定により繰り入れる額として政令で定めるところにより算定した額

(利益及び損失の処理の特例等)

第十八条 機構は、前条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に係る勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項及び次項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十二条に規定する業務(前条第三項及び附則第三条第十三項に規定する繰入れを含む。)の財源に充てることができる。

2～7 (略)

(長期借入金及び鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券)

第十九条 機構は、次に掲げる業務に必要な費用に充てるため、国土交通大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券(以下「機構債券」という。)を発行することができる。

一 第十二条第一項第一号から第八号まで及び第十一号から第十三号までの業務並びにこれらに附帯する業務を行うために必要がある場合

二 (略)

2 (略)

3 第一項の規定による機構債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5 機構は、国土交通大臣の認可を受けて、機構債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

6 会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百五十五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

7 前各項に定めるもののほか、機構債券に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により国土交通大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第十二条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

附 則

(日本鉄道建設公団の解散等)

第二条 (略)

2 5 (略)

6 第一項の規定により機構が公団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額（附則第十八条の規定による改正前の日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（以下「旧債務等処理法」という。）第二十七条第一項に規定する勘定（以下この項及び次項において「旧特例業務勘定」という。）に係るものを除く。）から負債の金額（旧特例業務勘定に係るものを除く。）を差し引いた額のうち、第一項の規定による公団の解散の時ににおける公団の資本金に相当する金額（第二項の規定により国が承継する資産がある場合には、当該資産の価額に相当する金額を除く。以下この項において同じ。）を除いたものは、建設勘定において資本剰余金として整理するものとし、第一項の規定による公団の解散の時ににおける公団の資本金に相当する金額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

7 第一項の規定により機構が公団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、公団の旧特例業務勘定に属する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、附則第十八条の規定による改正後の日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（以下「新債務等処理法」という。）第二十七条第一項に規定する勘定（次条において「新特例業務勘定」という。）に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

8 前二項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

9 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

10 (略)

(事業団の解散等)

第三条 (略)

2 5 (略)

6 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額（運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律（平成十二年法律第四十七号。以下この条及び附則第十一条において「旧事業団法一部改正法」という。）附則第三条第五項の規定により政府及び旧日本政策投資銀行以外の者から事業団に旧事業団法第二十四条の三第一項の信用基金に充てるべきものとして拠出されたものとされた金額（旧事業団法第二十八条第三号に掲げる業務に係る勘定において旧事業団法第二十九条第一項の規定により積立金として積み立てられている金額があるときは当該金額を加算した金額とし、同条第二項の規定により繰越欠損金として整理されている金額があるときは当該金額を控除した金額とする。）並びに旧事業団法第二十八条第一号に掲げる業務に係る勘定に係るものを除く。）から負債の金額（同号に掲げる業務に

係る勘定に係るものを除く。)を差し引いた額は、政府及び旧日本政策投資銀行から機構に対し出資されたものとする。この場合において、政府及び旧日本政策投資銀行からそれぞれ機構に対し出資されたものとされた金額は、事業団に対する政府からの出資額(第二項の規定により国が承継する資産がある場合には、当該資産の価額に相当する金額を除く。)及び旧日本政策投資銀行からの出資額の割合に応じてあん分した金額とし、当該出資されたものとされた金額のうち第十七条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定に係るものは、政府及び旧日本政策投資銀行から機構に対し第十六条第一項の信用基金に充てるべきものとして出資されたものとする。

7 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧事業団法第二十八条第一号に掲げる業務に係る勘定に属する資産のうち機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額のうち、旧基金法第五条第一項の規定に基づいて政府から旧事業団法附則第七条第一項の規定による解散前の鉄道整備基金(以下「基金」という。)に対し出資された金額に相当する金額(第二項の規定により国が承継する資産がある場合には、当該資産の価額に相当する金額を除く。以下この項において同じ。)を除いたものは、助成勘定において第十二条第二項に規定する業務(第十七条第三項及び第十三項に規定する繰入れを含む。)の財源に係る積立金又は第十八条第一項に規定する積立金として整理するものとし、旧基金法第五条第一項の規定に基づいて政府から基金に対し出資された金額に相当する金額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

8 前条第八項及び第九項の規定は、前二項の資産の価額について準用する。

9 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧事業団法第二十八条第三号に掲げる業務に係る勘定において積立金として積み立てられ、又は繰越欠損金として整理されている金額があるときは、当該金額に相当する金額を、第十七条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

10 第六項の規定により旧事業団法第二十八条第二号に掲げる業務に係る勘定に属する資産について第八項において準用する前条第八項の評価委員が評価した場合において、当該評価された資産の価額が当該勘定に属する負債の金額を超えないときは、当該評価された資産の価額と当該勘定に属する負債の金額との差額及び第一項の規定による事業団の解散の時における当該勘定に属する資本金の額(第二項の規定により国が承継する資産がある場合には、当該資産の価額に相当する金額を除く。)の合計額に相当する金額の繰越欠損金が当該勘定において計上されていたものとして第六項及び前項の規定を適用することができる。この場合において、第六項中「第二十八条第三号」とあるのは「第二十八条第二号及び第三号」と、前項中「第二十八条第三号」とあるのは「第二十八条第二号及び第三号」と、「第十七条第一項第三号」とあるのは「それぞれ、第十七条第一項第二号及び第三号」と読み替えるものとする。

11 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、旧事業団法一部改正法附則第三条第五項の規定により政府及び旧日本政策投資銀行以外の者から事業団に対し旧事業団法第二十四条の三第一項の信用基金に充てるべきものとして拠出されたものとされた金額は、政府及び旧日本政策投資銀行以外の者から機構に対し第十六条第一項の信用基金に充てるべきものとして拠出されたものとする。

12 旧事業団法第二十条第一項第三号の規定により事業団から公団に対して貸し付けた資金(旧基金法第二十条第一項第三号の規定により基金から

公団に対して貸し付けた資金を含む。)のうち機構の成立の日までに償還されていないものの額に相当する金額は、機構の成立の時に助成勘定から建設勘定に繰り入れられたものとみなす。この場合において、機構は、当該繰入金を入る旧事業団法第二十条第九項に規定する償還条件を勘案して政令で定める方法により、後日、建設勘定から助成勘定に繰り入れるものとする。

13 機構は、新債務等処理法に基づいて自らが行うこととされた業務を確実かつ円滑に実施するため、旧事業団法附則第七条第一項の規定により事業団が承継した公団に対して負担する債務のうち機構の成立の日までに償還されていないもの及び当該未償還の債務に係る利子の額に相当する金額を、旧事業団法附則第七条第五項に規定する償還条件を勘案して政令で定める方法により、助成勘定から新特例業務勘定に繰り入れるものとする。

14 (略)

第四条 第十六条第一項の信用基金(前条第六項の規定により旧日本政策投資銀行から出資があったものとされた金額に係る部分に限る。)の運用によって生じた利子は、第十二条第一項第十号及び第十一号に規定する業務並びにこれらに附帯する業務以外の業務に要する経費に充てることができるものとする。

(機構に対する厚生年金保険法等の規定の適用)

第七条 (略)

2 機構の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるものを使用される同法による被保険者の同法による保険料率については、機構を平成八年改正前の共済法第二条第一項第八号に規定する法人とみなして、平成八年厚生年金等改正法附則第十八条第二項の規定を適用する。この場合において、同項において準用する同条第一項ただし書中「施行日の前日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者(施行日の前日以前の日から引き続き当該事業所又は事務所を使用される者に限る。)」とあるのは、「運輸施設整備事業団(以下この項において「事業団」という。)の成立の日の前日において船舶整備公団の事業所又は事務所のうち適用事業所(厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所をいう。以下この項において同じ。)であるものを使用される同法による被保険者であつた者であつて事業団の成立の日から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下この項において「機構」という。)の成立の日の前日まで引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有するものうち機構の成立の日において機構の被保険者(機構の事業所又は事務所のうち適用事業所であるもの)に使用される同法による被保険者をいう。以下この項において同じ。)であるもの、機構の成立の日の前日において事業団の被保険者(事業団の事業所又は事務所のうち適用事業所であるもの)に使用される同法による被保険者をいう。以下この項において同じ。)であつた者であつて機構の成立の日において機構の被保険者であるもの(事業団の成立の日の前日において船舶整備公団又は鉄道整備基金の事業所又は事務所のうち適用事業所であるもの)に使用される同法による被保険者であつた者であつて事業団の成立の日において事業団の被保険者であるものを除く。

）のうち事業団の事業所又は事務所のうち適用事業所であるものに使用されるに至った日において独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号。以下この項において「機構法」という。）附則第十四条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号）第二十条第一項第四号から第十六号までの業務若しくはこれらに附帯する業務若しくは同条第三項の業務又は同法附則第十四条第二項の業務に従事することとされたもの、機構の成立の日の前日において日本鉄道建設公団の事業所又は事務所（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第二十一条第一項に規定する特例業務を行う事業所又は事務所を除く。）のうち適用事業所であるものに使用される厚生年金保険法による被保険者であった者であつて機構の成立の日において機構の被保険者であるもの及び機構の被保険者（機構の成立の日の前日において日本鉄道建設公団又は事業団の事業所又は事務所のうち適用事業所であるもの）に使用される同法による被保険者であつた者であつて機構の成立の日において機構の被保険者であるものを除く。）であつて機構の事業所又は事務所のうち適用事業所であるものに使用されるに至った日において機構法第十二条第一項若しくは第三項の業務又は機構法附則第十一条第一号から第三号までの業務若しくはこれらに附帯する業務に従事することとされたもの」とする。

3 (略)

(抛出金の返還)

第八条 機構は、附則第三条第十一項の規定により抛出があつたものとされた金額（以下この条において「抛出金」という。）について、第十二条第一項第十一号に規定する業務及びこれに附帯する業務の実施の状況、第十六条第一項の信用基金の状況等を勘案して、当該業務に支障がないと認めるときは、国土交通大臣の認可を受けて、これを当該抛出金を抛出したものとされた者に対し、その抛出金の額を限度として返還することができる。

2 (略)

(業務の特例)

第十一条 機構は、当分の間、第十二条に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

一 旧事業団法附則第十五条の規定による廃止前の船舶整備公団法（昭和三十四年法律第四十六号）第十九条第一号の規定により改造した国内旅客船を第四条第六号イ又はロに掲げる者に、旧事業団法第二十条第一項第五号の規定により建造した貨物船（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）にいう近海区域を航行区域とするものに限る。）を旧事業団法第二条第九号の海上貨物運送事業者又は同条第十号の貨物船貸渡業者に、それぞれ使用させ、及びこれらの船舶をこれらの者に譲渡すること。

二 旧事業団法一部改正法附則第八条の規定による廃止前の造船業基盤整備事業協会法（昭和五十三年法律第三百三号。第九項において「旧協会法」という。）第二十九条第一項第二号から第四号までに掲げる業務を行うこと。

三 内航海運組合法（昭和三十二年法律第六十二号）第五十八条において準用する同法第八条第一項第五号に掲げる事業を行う内航海運組合連合会に対し、当該事業に必要な資金の一部を貸し付けること。

四 都市鉄道に係る鉄道施設の建設又は政令で定める大規模な改良に関する事業を行う東京地下鉄株式会社に対し、当該事業に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。

五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

六 （略）

2 機構は、第十二条及び前項に規定する業務のほか、旧基金法附則第十条第二項の規定により基金が承継し、さらに、旧事業団法附則第七条第一項の規定により事業団が承継した債務のうち附則第三条第一項の規定により機構が承継するものの償還及び当該債務に係る利子の支払（これらに係る借入れに係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払を含む。）に関する業務、保有機構が改正前改革法第二十二条の規定により日本国有鉄道から承継した新幹線鉄道に係る鉄道施設に係る当該承継に伴う所有権の移転の登記に関する業務その他同項の規定による権利及び義務の承継に伴い必要となる業務を行うものとする。

3 第十二条第一項第五号の規定により機構が行う鉄道施設の建設又は大改良に関する事業であつて、旧公団法第二十二条第二項の規定による工事実施計画の指示を受けて公団が当該建設又は大改良を行つていたものうち、同条第四項の規定による協議により割賦支払の方法により当該鉄道施設を譲渡することとされているものについては、同条の規定は、当該事業が終了するまでの間は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「第十九条第一項第四号」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号。以下この条において「機構法」という。）第十二条第一項第五号」と、「鉄道施設又は軌道施設」とあるのは「鉄道施設」と、「第八条第一項、第九条第一項若しくは」とあるのは「第九条第一項又は」と、「認可又は軌道法（大正十年法律第七十六号）第五条第一項の規定による認可」とあるのは「認可」と、「鉄道事業者又は軌道経営者」とあるのは「鉄道事業者」と、「公団」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下この条において「機構」という。）」と、同条第二項中「大都市圏（政令で定める大都市及びその周辺の地域をいう。）」とあるのは「機構法第四条第四号に規定する大都市圏」と、「必要であり、又は政令で定める建設若しくは大改良に該当するものとして特に必要であり」とあるのは「必要であり」と、「公団」とあるのは「機構」と、同条第四項中「公団」とあるのは「機構」と、「鉄道事業者又は軌道経営者」とあるのは「鉄道事業者」と、「鉄道施設又は軌道施設」とあるのは「鉄道施設」とする。

4 この法律の施行の際現に旧事業団法第二十条第一項第二号に掲げる業務に関し同条第七項の規定により事業団が締結している協定、同条第一項第八号の規定により事業団が締結している貸付契約及び同項第九号の規定により事業団が締結している保証契約に係る事業団の業務については、この法律の施行後は機構が行うものとし、これらの規定及び同条第八項の規定は、これらの業務が終了するまでの間は、なおその効力を有する。

5 第一項の規定により機構が同項第二号の業務を開始する場合には、機構は、業務方法書に、当該業務の内容その他国土交通省令で定める事項を記載しなければならない。

6 第一項第四号の規定による助成は、次条第一項の規定による認定を受けた事業について行うものとする。

7 第一項第四号の規定による貸付金の償還に關し必要な事項は、政令で定める。

8 第一項、第二項及び第四項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行われる場合には、第十七条第一項第二号中「及びこれらに附帯する業務」とあるのは、「附則第十一条第一項第一号及び第二号の業務並びに同条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十条第一項第八号及び第九号の業務並びにこれらに附帯する業務」と、同項第三号中「これに附帯する業務」とあるのは「附則第十一条第一項第三号の業務並びにこれらに附帯する業務」と、同項第四号中「業務」とあるのは「業務、附則第十一条第一項第四号の業務及び同条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十条第一項第二号の業務並びにこれらに附帯する業務」と、第十九条第一項第一号中「並びにこれらに附帯する業務」とあるのは、「附則第十一条第一号から第三号までの業務並びに同条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十条第一項第八号及び第九号の業務並びにこれらに附帯する業務」と、第二十二号中「第十二条第一項第九号の業務（試験研究資金に充てるための助成金を交付する業務に限る。）及び附則第十一条第一項第二号の業務」とあるのは「第十二条業務（試験研究資金に充てるための助成金を交付する業務に限る。）及び附則第十一条第一項第二号の業務」と、第三十二号中「第十二条第一項第二号、第八号及び第九号」とする。

9 第一項の規定により機構が行う同項第二号の業務については、旧協会法第三十三条から第三十五条まで、第五十三条及び第五十四条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧協会法第三十三条第一項及び第二項中「協会」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」と、第二十九条第一項第一号から第三号まで」とあるのは「第二十九条第一項第二号及び第三号」と、旧協会法第三十四条第一項から第三項までの規定及び第五項並びに第三十五条第一項中「協会」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」とする。

10 機構は、旧事業団法第二十条第一項第三号の規定による東京地下鉄株式会社への貸付金（旧基金法第二十条第一項第三号の規定による貸付金を含む。）の償還金に係る経理については、助成勘定において行うものとする。

（事業の認定）

第十二条 東京地下鉄株式会社は、前条第一項第四号の規定による助成を受けて都市鉄道に係る鉄道施設の建設又は同号の政令で定める大規模な改良に関する事業を行うおとする場合は、国土交通省令で定めるところにより、事業認定申請書を国土交通大臣に提出し、当該事業について同号に掲げる業務の対象とすることが適当である旨の認定を受けることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る事業が通則法第二十九条第一項に規定する中期目標（以下この条において「中期目標」という。）において定める前条第一項第四号に掲げる業務の対象となる事業の基準に適合しており、かつ、中期目

標に定めた当該業務の実施に関し必要なその他の事項に照らして当該事業に係る都市鉄道の整備を促進することが適切であると認めるときは、前項の規定による認定をするものとする。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定を受けた事業が中期目標に定めた前項の基準に適合しなくなったと認めるとき、正当な理由がないのに当該事業が適切に実施されていないと認めるとき、その他中期目標に照らして当該事業を前条第一項第四号に掲げる業務の対象とすることが適当でなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4・5 (略)

(財務大臣との協議)

第十三条 国土交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 附則第十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公団法第二十二条第二項の規定による工実施計画を定め、又は変更しようとするとき。

二 (略)

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十条 この法律の施行前にした行為並びに附則第二条第五項、第三条第五項、第十七条及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十一条 附則第二条から第十五条まで、第十七条、前二条及び第三十二条に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○ 全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）（抄）

(基本計画)

第四条 国土交通大臣は、鉄道輸送の需要の動向、国土開発の重点的な方向その他新幹線鉄道の効果的な整備を図るため必要な事項を考慮し、政令で定めるところにより、建設を開始すべき新幹線鉄道の路線（以下「建設線」という。）を定める基本計画（以下「基本計画」という。）を決定

しなければならない。

2 (略)

(営業主体及び建設主体の指名)

第六条 国土交通大臣は、建設線について、その営業を行う法人（以下「営業主体」という。）及びその建設を行う法人（以下「建設主体」という。）を指名することができる。

2～6 (略)

○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）

(変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準等の特例)

第三百四十九条の三 (略)

2～19 (略)

20 日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号）附則第二十三条第八項の規定により旅客会社法改正法による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第一項に規定する旅客会社から無償で日本国有鉄道改革法等施行法附則第二十三条第一項に規定する特定地方交通線に係る鉄道施設の譲渡を受けた者、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（以下この項において「債務等処理法」という。）附則第六条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法（昭和六十一年法律第九十号。以下「旧日本国有鉄道清算事業団法」という。）附則第十三条第一項の規定により債務等処理法附則第二条第一項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下「旧日本国有鉄道清算事業団」という。）から無償で旧日本国有鉄道清算事業団法附則第十三条第一項各号に掲げる鉄道施設の譲渡を受けた者又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（以下この項において「機構法」という。）附則第十八条の規定による改正前の債務等処理法（以下この項において「旧債務等処理法」という。）第二十四条第一項の規定により機構法附則第二条第一項の規定による解散前の日本鉄道建設公団から無償で旧債務等処理法第二十四条第一項各号に掲げる鉄道施設の譲渡を受けた者がこれらの鉄道施設の譲渡により取得した固定資産で政令で定めるものを鉄道事業の用に供する場合には、当該固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の一の額（第二項、第十四項又は第二十八項の規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の四分の一の額）とする。

21～34 (略)

○ 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（抄）

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の全額出資に係る会社の土地等の課税の特例）

第七十一条の二 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三百三十六号）附則第二条第一項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下この条において「旧日本国有鉄道清算事業団」という。）が同法附則第六条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法（昭和六十一年法律第九十号）第二十六条第一項第二号の業務として行う土地の処分の公正かつ適切な実施を確保するために設立した法人又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第一項第二号の業務として行う土地の処分の公正かつ適切な実施を確保するために設立した法人で政令で定めるものが有する土地等（旧日本国有鉄道清算事業団又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から取得したものに限る。）については、当該法人の発行済株式の総数又は出資の総額の全部を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が有している間は、当該土地等を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が有するものとみなして、地価税法の規定を適用する。

（独立行政法人等の権利又は資産の承継に伴う登記等の免税）

第八十四条の三（略）

2・3（略）

4 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（次項において「機構」という。）が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号。以下この項及び次項において「機構法」という。）附則第二条第一項の規定により承継する登記に係る登記権利者としての地位に基づき日本国有鉄道、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第二条第一項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団又は機構法附則第二条第一項の規定による解散前の日本鉄道建設公団を登記名義人とするために受ける登記については、登録免許税を課さない。

5・6（略）

○ 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第六十一号）（抄）

（協議会）

第七条 関係地方公共団体の長、同意基本計画に定める特定地域（以下「同意特定地域」という。）において宅地開発事業を実施する者で国土交通省令で定めるもの及び特定鉄道事業について鉄道事業法第三条第一項の許可を受けた者（以下「特定鉄道事業者」という。）（同法第八条第一項に規定する施設であつて特定鉄道事業の用に供するもの（以下「特定鉄道施設」という。）の建設につき、国土交通大臣が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）附則第二条第一項の規定による解散前の日本鉄道建設公団に対し、同法附則第十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十四条の規定による廃止前の日本鉄道建設公団法（昭和三十九年法律第三号）第二十二條第二項の指示をしている場合には、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を含む。次条及び第十三条において同じ。）は、同意基本計画に従い同意特定地域における宅地開発及び特定鉄道事業を一体的かつ円滑に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を都府県の区域ごとに組織する。

255 (略)

○ 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）

附 則

（交通政策審議会の所掌事務の特例）

第八条 交通政策審議会は、第十四条第一項各号に掲げる事務をつかさどるほか、当分の間、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）附則第十一条第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧造船業基盤整備事業協会法（昭和五十三年法律第百三号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。